



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年1月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

暦年贈与がなくなる！？

暦年贈与とは？

1月1日～12月31日までの1年間の間に110万円までの非課税枠を使って贈与をする方法です。非課税で次の世代に贈与することで、将来発生する相続税の負担を軽減することが可能です。

いつなくなるの？

2020年12月に発表された税制改正大綱に中立的な相続税・贈与税に向けた検討を開始するという記述がありましたが、まだ暦年贈与がなくなると決まったわけではありません。しかし今後こうなるのでは…と予想されています。

- ① 暦年課税制度の廃止（110万円の無税枠がなくなる可能性があります）
- ② 生前贈与加算の年数引き延ばし
現在は、亡くなった日から3年以内の贈与は相続税の課税価格に加算していますが、その年数が5年・10年・15年と伸びる可能性があります。

どうしたらいいの？

もし暦年贈与がなくなった場合は、生命保険の非課税枠の活用や、教育資金贈与の特例や住宅取得資金贈与の特例や各種特例を活用して相続税の対策をする方法があります。

相続税に関して不安がある、聞きたいことがある方はお気軽にお問い合わせください。

(三井 記)

確定申告のお知らせ

確定申告書の受付は、例年2月中旬から～3/15ですが、還付申告はそれ以前でも可能です。必要な書類が揃いましたら、お早目に当事務所までお持ちください。

